

「資格確認書」について

- 資格確認書とは、医療機関等における被保険者等資格の確認に必要な項目（記号・番号・枝番・氏名・性別・生年月日・資格取得年月日・有効期限・保険者番号・保険者名・保険者所在地等）が記載されたもの。

マイナ保険証によるオンライン資格確認を受けることができない状況にある方（マイナンバーカードを取得していない方やマイナンバーカードを保有しているが健康保険証の利用登録を行っていない方等）が、医療機関等へ提示することで保険診療を受けられるようにすることを目的に、当健保にて無償交付いたします。

マイナ保険証によるオンライン資格確認を受けることができる状況にある方には、原則、交付はいたしません。

- 当健保の資格確認書は「はがき型（紙）」となり、高齢者の負担割合、一部負担金限度額（高額療養費）の適用区分、食事療養標準負担額減額及び生活療養標準負担額減額の適用区分、認定を受けた特定疾病及び自己負担限度額の区分は記載いたしません。

FAQ

Q 1 資格確認書はどのような場合に交付されるのですか？

A 1 資格確認書の交付には、加入者の申請により交付する「**申請交付**」と、健保組合等の保険者が職権にて交付する「**職権交付**」とがあります。

■「申請交付」の対象者

① 新規に資格を取得する方 / 異動等で記号・番号が変更になる方

事業主から提出される「被保険者資格取得届」若しくは事業主を通じて提出される「被扶養者（異動）届」の「発行が必要」にチェックがあり、「資格確認書（再）交付申請書」と併せて当健保に提出された場合に交付いたします。ただし、交付対象となるのは、マイナ保険証によるオンライン資格確認を受けることができない状況にある方のみとなりますのでご注意ください。

事業所担当者は、入社等（異動等で記号・番号が変更になる場合も含む）の手続きの際に「資格確認書」の要否を、該当者にご確認ください。

② マイナンバーカードを紛失した方・更新中の方

③ マイナ保険証での受診が困難であり、介助者等の第三者が要配慮者等に同行して資格確認を補助する必要がある方

「資格確認書（再）交付申請書」を事業主経由^{※1}で当健保に提出された場合に交付いたします。

■「職権交付」の対象者

④ 次の「職権交付の対象者」に該当する方

医療保険者等向け中間サーバーから通知される「職権交付用情報」を当健保にて定期的に確認し、交付いたします。

職権交付の対象者
マイナンバーカードを取得していない方
マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録をしていない方
マイナ保険証の利用登録を解除した方
マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れた方
マイナンバーカードを返納した方
申請により資格確認書が交付された要配慮者（資格確認書の更新する場合に限る）

ただし、②～④に該当する場合であっても、**健康保険証をお持ちの方には資格確認書は交付いたしません。**
健康保険証を紛失・破損した方、若しくは健康保険証の氏名・生年月日が変更（訂正）になる方には、「資格確認書（再）交付申請書」を事業主経由^{※1}で当健保に提出された場合に、資格確認書を交付いたします。
（令和 7 年 12 月 1 日までの対応となります。）

また、**健康保険証をお持ちの方で、「職権交付の対象者」に該当する方には、経過措置が終了する令和 7 年 12 月 1 日までに、申請いただくことなく資格確認書を当健保にて職権交付することを予定しております。**
詳細は改めてご案内いたします。

Q 2 マイナ保険証を保有しているが、持ち歩くことに抵抗がある、子どもに持たせることが心配、念のため資格確認書を持っておきたい等の理由により資格確認書を申請交付してもらうことはできますか？

A 2 交付することはできません。

資格確認書は、法令上、医療機関等においてマイナ保険証でオンライン資格確認を受けることができない状況にある場合に交付するものであるため、マイナ保険証を保有しており、マイナ保険証による受診が困難である等の特段の事情がない場合は交付いたしません。マイナ保険証を使用して保険診療を受けてください。

Q 3 資格確認書の有効期限について教えてください。

A 3 有効期限は最長で 5 年となります。当健保では更新サイクルが一定となるように有効期限を設定いたします。有効期限の到達前に、マイナ保険証によるオンライン資格確認を受けることができない状況にある方については、申請いただくことなく資格確認書を更新することを予定しております。

〈当健保の交付日と有効期限/当面のスケジュール（予定）〉

交付日	有効期限
令和 6 年 12 月 2 日～令和 10 年 11 月 30 日	令和 11 年 11 月 30 日
令和 10 年 12 月 1 日～令和 14 年 11 月 30 日	令和 15 年 11 月 30 日

マイナンバーカードを紛失・更新中のため申請交付する場合や、「被保険者資格取得届」若しくは「被扶養者（異動）届」にマイナンバー等が正確に記載されていないことにより、医療保険者等向け中間サーバーにデータ登録が完了できず職権交付する場合には、**有効期限は 3 か月となる場合があります。**

また、任意継続被保険者とその被扶養者の有効期限は資格喪失予定日となります。

Q 4 資格確認書を紛失した場合は、どのような取り扱いになりますか？

A 4 資格確認書を再交付いたします。「資格確認書（再）交付申請書」に本人確認書類（運転免許証・パスポート・学生証等、顔写真が分かるものの写し）を添付して事業主経由^{※1}で当健保に提出してください。

Q 5 資格確認書の氏名、生年月日を変更（訂正）したい場合は、どのような取り扱いになりますか？

A 5 「届出事項変更（訂正）届」に資格確認書を添付して、事業主経由^{※1}で当健保に提出してください。氏名、生年月日を変更（訂正）した資格確認書を交付いたします。

資格確認書の交付を受けていない方（マイナ保険証によるオンライン資格確認を受けることができる状況にある方）については、「届出事項変更（訂正）届」の提出は必要ですが資格確認書は交付いたしません。

Q 6 資格確認書に記載した住所を変更したい場合は、どのような取り扱いになりますか？

A 6 資格確認書の住所記入欄は、旧住所を 2 本線で消し、ご自分で新しい住所を記入してご使用ください。ただし、住民票上の住所が変更になった場合は**当健保への届出が必要です**。「届出事項変更（訂正）届」を事業主経由^{※1}で当健保に提出してください。

Q 7 出生により「被扶養者（異動）届」を提出しますが、まだマイナンバーが通知されていません。どのような取り扱いになりますか？

A 7 マイナンバーが通知されていない場合、「被扶養者（異動）届」へのマイナンバーの記入は不要です。

マイナンバーの通知を受けた後、**マイナ保険証によるオンライン資格確認を受ける予定がある場合**は、「被扶養者（異動）届」の「**発行が必要**」に**チェックは不要です**。医療保険者等向け中間サーバーにデータ登録が完了できないため、**有効期限が 3 か月**の資格確認書を職権交付いたします。

マイナンバーの通知を受けた後、**マイナ保険証によるオンライン資格確認を受ける予定がない場合**は、「被扶養者（異動）届」の「**発行が必要**」に**チェックをつけて「資格確認書（再）交付申請書」と併せて事業主経由^{※1}で当健保に提出してください**。**有効期限が最長 5 年**の資格確認書を交付いたします。

いずれの場合も、マイナンバーの通知を受けた後は必ず、「個人番号登録届」にマイナンバーを記入して事業主経由^{※1}で当健保に提出してください。

Q 8 資格確認書の返納は必要ですか？

A 8 **当健保の資格を喪失する場合、有効期限内の資格確認書については事業主経由^{※1}で当健保に返納してください**。紛失等で返納できない場合は「被保険者証 資格確認書 高齢受給者証 返納・回収不能届」を事業主経由^{※1}で当健保に提出してください。

有効期限が切れた資格確認書については返納不要です。個人情報に記載されていますので、細かく切断する等し、ご自身で適切に破棄してください。

※1) 任意継続被保険者は、当健保と直接の手続き（提出・返納・送付）となります。